

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
1	募集要項	2	第2	4			事業の対象施設	対象4施設は渡り廊下にて接続されておりますが、建築基準法等では別建物と考えてよろしいでしょうか？	平成12年のトリムセンター増築時の確認申請上は対象4施設および渡り廊下を含めて同一建物扱いとなっております。新たに申請を行う場合などは、申請機関にご確認ください。
2	募集要項	2	第2	4			事業の対象施設	ZEB化・省エネ化改修業務として、トリムセンター・神田日勝記念美術館・町民ホールが該当しておりますが、貴町の方では、概略的にZEB化が可能であるという検証をされておりますでしょうか。ご教示をお願いします。	トリムセンター及び美術館はNearly ZEBに、町民ホールはZEB Readyに改修することとして、基本計画レベルで検証は行っておりますが、事業者側において実施設計で詳細に検討してください。
3	募集要項	6	第3	2	(3)	(ハ)	共同企業体の場合	(カ) 「(2)単独法人の場合」の要件(ア)から(オ)を、構成員で全て満たしていること、とありますが、構成員全員がすべての条件を満たしていないといけないのか、それとも構成員の内1社でも満たしていればいいのでしょうか。ご教示をお願いします。	共同企業体により応募する場合は、「(2)単独法人の場合」の(ア)から(オ)それぞれの要件を、構成員のうち1社以上が満たしてください。すべての構成員が、(ア)から(オ)すべての要件を満たすことを求めるものではありません。
4	募集要項	9	第4	3	(3)	ア	受付期間	募集要項等に関する質問の受付期限が、令和6年10月2日17:00までとなっておりますが、それ以降の質問は可能でしょうか。ご検討をお願いします。	受付期間（令和6年9月30日（月）9時～令和6年10月2日（水）17時）以降の質問は受け付けません。
5	要求水準書	2	第1章	4			補助金への対応	①に係る経費は費用計上することと考えてよろしいでしょうか。また、その場合、補助対象・対象外いずれに計上すればよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	補助対象として費用計上をお願いします。様式6-4の修正版を公表しますのでご確認ください。
6	要求水準書	15	第4章	(1)	1)		ZEB化改修の方針	トリムセンター及び美術館はNearly ZEBに、町民ホールはZEB Readyに改修する、とありますが、貴町の方では概略的にZEB化が可能であるという検証をされておりますでしょうか。ご教示をお願いします。	トリムセンター及び美術館はNearly ZEBに、町民ホールはZEB Readyに改修することとして、基本計画レベルで検証は行っておりますが、事業者側において実施設計で詳細に検討してください。
7	要求水準書	15	第4章	(1)	2)		改修工事内容と考慮すべき点	外装仕上げも現状の踏襲を基本とする、とありますが、貴町の方ではZEB化に対して、内部断熱改修を基本として考えられておりますでしょうか。ご教示をお願いします。	内部断熱改修を基本として考えておりますが、外観を維持できる方法であれば内部断熱改修に限定しません。ただし、町との協議により、提案金額の範囲内で内部断熱改修へ設計内容を変更していただく可能性があります。

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
8	要求水準書	15	第4章	(1)	2)		改修工事内容 と考慮すべき 点	外装仕上げを更新する提案をする場合は町と協議の上、承認を得ること、とありますが、提案書提出前に協議・承認を行う機会が無いため、提案書の審査によって可否の方向性が判断されますでしょうか。ご教示をお願いします。	提案書の審査では可否の方向性の判断は行いません。外装仕上げを更新する提案が外観を維持できる手法であれば、町との協議の結果、問題ないと判断した場合は外装仕上げの更新も可能とします。ただし、町との協議により、提案金額の範囲内で内部断熱改修へ設計内容を変更していただく可能性があります。
9	要求水準書	15-22	第4章	(2)			ZEB化等改修、 高効率機器改修	ZEB化改修等、高効率機器改修は、全て補助対象工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	補助対象となる工事は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象経費） (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/) をご確認ください。「よくある質問」 (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants&openall) も合わせてご確認ください。例えば、問59のとおり既存設備の撤去費は交付対象外となります。
10	要求水準書	20-22	第4章	(2)	5)		電気設備	「各負荷への2次側配管配線の更新・新設」について、更新は劣化の程度で限定して行うことと考えてよろしいでしょうか。その場合配管配線の劣化診断は設計業務内で行うのでしょうか。ご教示をお願いします。	改修対象範囲の配線は更新を原則としてください。改修範囲の縮小化を図る場合は劣化診断を行い、診断結果を監督職員に提示の上判断を仰ぐこととしてください。
11	要求水準書	21	第4章	(2)	5)		電気設備	ZEB化に対して、内部断熱改修ではなく、外部にて断熱改修をご提案した場合でも、各負荷への2次側配管配線の更新・新設は必要でしょうか。ご教示をお願いします。	要求水準書上で記載されている配管配線は更新・新設が必要です。
12	要求水準書	22	第4章	(3)			トリムセン ター	浴室内タイル撤去工事の時に解体音が発生します。休館日が少ないので平日日中工事としても良いのでしょうか？若しくは、月曜日の18時以降の工事として考えた方が良いのでしょうか？	休館日若しくは月曜日の18時以降の工事としてください。平日日中工事の可否については町との協議により、閉館期間等を加味して判断します。
13	要求水準書	22-23	第4章	(3)			その他工事	その他工事は、全て補助対象外工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	基本的に補助対象外工事となりますが、補助対象となるようなご提案をいただければ幸いです。

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
14	要求水準書	23-25	第4章	(4)			太陽光発電設備	太陽光発電設備は、全て補助対象工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	補助対象となる工事は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象経費） (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/) をご確認ください。「よくある質問」 (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants&openall) も合わせてご確認ください。例えば、問40のとおり土地造成費は交付対象外となります。
15	要求水準書	25-26	第4章	(5)			付帯設備	付帯設備は、全て補助対象工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。	補助対象となる工事は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領（別表1-4・対象経費） (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/) をご確認ください。「よくある質問」 (https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants&openall) も合わせてご確認ください。例えば、問59のとおり既存設備の撤去費は交付対象外となります。

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
16	要求水準書	26	第4章	(5)			蓄電池システム	<p>新設蓄電池システムは西サイトに設置しなければなりませんか。要求水準書のP26の(5)付帯設備1)要求性能-蓄電池システムに「自立運転機能を有するものが望ましい。」との記載があります。自立運転時は専用の送電線が必要になるはずですが、国道274号線は緊急輸送道路となっており、新設の架空配線は認められず、地中埋設になると想定します。又、北海道電力も国道を跨いだ範囲の一括受電について、自社の規定より今後は認められないと、以前伺ったことがあります。</p>	<p>提案にあたっては、新設蓄電池システムは西サイトへの設置を想定ください。ただし、優先交渉権者の選定後に本町の承認のもと設置場所を変更することは可能です。自立運転機能については、蓄電池システムに自立運転機能を付すか否かを含め、実現方法は提案に委ねています。提案のために必要な各種法令等の確認は応募者にてご対応ください。</p> <p>なお、自立運転のために必要な設備・機器等の設置工事が補助対象となるかどうかは、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）（https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/）をご確認ください。「よくある質問」（https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants&openall）も合わせてご確認ください。</p>
17	要求水準書	27-28	第4章	(6)			CEMS改修	<p>CEMS改修は、全て補助対象工事と考えてよろしいでしょうか。ご教示をお願いします。</p>	<p>補助対象となる工事は、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領（別表1-4・対象経費）（https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/）をご確認ください。「よくある質問」（https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/faq/?tab=grants&openall）も合わせてご確認ください。例えば、問59のとおり既存設備の撤去費は交付対象外となります。</p>
18	要求水準書	30	第5章	1.			施設利用条件	<p>町民ホールについて、ホワイトホール、ミュージカルホールは、土日には片方使用できる状態とありますが片方使用できる状態であれば、もう片方の工事としては完了するまで通して工事をして良いとの事でしょうか？</p>	<p>ご理解のとおりですが、出来る限り短期間で完了できる方法を検討願います。</p>

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
19	要求水準書	31	第5章	2.	(2)		施工時間	作業は原則として休日には行わないとありますが、祝日においても同様となりますか？ 作業時間に関して17時までとなっておりますが、作業工程上で時間を超過してしまう工事が発生される場合については、事前に協議し承認を頂けると考えても宜しいですか？	休日・祝日の作業及び時間の超過は原則として行えませんが、作業に応じて必要がある場合、協議の上で実施を認めます。ただし、その場合も作業員に対する4週8休は順守願います。
20	要求水準書	35	第5章	2.			添付資料一覧	施設に関する以下のデータ及び管理書類等の情報提供は可能でしょうか？ <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年程度のエネルギーデータ ・主要設備の使用状況に関するデータ ・設備の運転管理日報、月報、修繕履歴 ・受変電設備定期点検記録 ・室内環境測定データ ・大気汚染防止法に基づくばい煙等測定データ ・来館者、利用者数（時刻別） ・既存CEMS、熱、電力供給等運用状況 	ご要望頂いている情報のうち、下記について要求水準書添付資料としてCD-Rにて追加開示します。 提供を希望する場合は、募集要項「第65 問い合わせ先及び書類提出先」まで、事前に電話連絡の上で受け取りに来てください。なお、様式1「貸与資料に関する誓約書を提出済でない応募者は、受取時に同誓約書を提出してください。 ①既存CEMSデータ（過去3年間） ②トリムセンター修繕履歴（一部） ③自家用電気工作物等点検記録（一部） ④町民ホール室内環境測定データ ⑤町民ホール・トリムセンター利用者数データ ⑥町民ホール・トリムセンター・温水プールしかおいの化石燃料消費量
21	設計・施工一括契約書（案）	35	別紙3				共同企業体協定書	JV協定書の鹿追町指定様式はありますでしょうか、また提出が必要な場合、タイミングはいつになりますでしょうか。ご教示お願いします。	別紙にて指定様式を示しますのでご確認ください。 提出期限については、契約締結日までに提出してください。
22	様式集	14	4-5-①				【業務実績】	業務実績を証明する資料（コリンズ、契約書、図面等）は添付する必要がありますでしょうか。ご教示お願いします。	業務実績を証する資料として、契約書の写し、コリンズ登録内容確認書等を添付してください。 様式4-5-①及び4-5-②修正版を公表しますのでご確認ください。

鹿追町役場周辺エリアZEC化改修等事業 募集要項等に関する質問に対する回答

令和6年10月31日公表

No	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目	項目名	質問内容	回答
23	様式集	15	4-5-①				【添付書類】	「令和5・6年度鹿追町競争入札参加資格のうち建築一式工事の資格を有する者であることを証する資料」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。ご教示お願いします。	令和5・6年度鹿追町競争入札参加資格における建築一式工事及び電気工事の資格の有無については、添付資料の提出は不要とします。 様式4-5-①及び4-5-②修正版を公表しますのでご確認ください。
24	様式集	15					【添付書類】	「北海道内に本店もしくは支店を有する事を証する資料」とはどのようなものを想定しているのでしょうか。ご教示お願いします。	様式4-5-①及び様式4-5-②の添付書類⑧、並びに様式4-5-②の添付書類⑨に定める「本店もしくは支店を有することを証する資料」については、添付書類④にて求めている納税証明書のほか、登記簿謄本、公共料金領収書等を想定しています。